

様式第96号 [刑訴第260条]
規程第58条

処 分 通 知 書

最高検刑第175号
平成24年6月27日

八木啓代（告発人代表）
ほか21名（別紙記載のとおり） 殿



中 村



貴殿らから平成24年6月14日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 (1)佐久間達哉, (2)齋藤隆博
- 2 罪 名 虚偽有印公文書作成・同行使
- 3 事 件 番 号 (1)平成24年検第78号, (2)平成24年検第79号
- 4 処分年月日 平成24年6月27日
- 5 処分区分 不起訴

(注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
2 告訴（発）人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
3 記名押印の上、通知すること。

処 分 通 知 書

最高検刑第173号
平成24年6月27日

八木啓代 (告発人代表)
ほか18名 (別紙記載のとおり) 殿



中 村



貴殿らから平成24年5月24日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 (1)佐久間達哉, (2)木村匡良, (3)齋藤隆博
- 2 罪 名 虚偽有印公文書作成・同行使
- 3 事 件 番 号 (1)平成24年検第9号, (2)平成24年検第10号, (3)平成24年検第11号
- 4 処分年月日 平成24年6月27日
- 5 処分区分 不起訴

- (注意)
- 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
 - 2 告訴(発)人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
 - 3 記名押印の上、通知すること。

処 分 通 知 書

最高検刑第172号
平成24年6月27日

八木啓代 (告発人代表)
ほか132名 (別紙記載のとおり) 殿



中 村



貴殿らから平成24年4月22日付け、同月23日付け、同月24日付け、同月25日付け及び同月27日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 被 疑 者 | (1)佐久間達哉, (2)木村匡良, (3)大鶴基成, (4)吉田正喜, (5)齋藤隆博,
(6)田代政弘, (7)堺 徹 |
| 2 罪 名 | (1)ないし(4) 偽計業務妨害
(5) 偽計業務妨害, 犯人隠避
(6) 偽証
(7) 犯人隠避 |
| 3 事 件 番 号 | (1)平成24年検第1号, (2)平成24年検第2号, (3)平成24年検第3号,
(4)平成24年検第4号, (5)平成24年検第5号, (6)平成24年検第6号,
(7)平成24年検第7号 |
| 4 処分年月日 | 平成24年6月27日 |
| 5 処 分 区 分 | 不起訴 |

- (注意)
- 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
 - 2 告訴(発)人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
 - 3 記名押印の上、通知すること。

処 分 通 知 書

最高検刑第174号
平成24年6月27日

八木啓代（告発人代表）

ほか29名（別紙記載のとおり） 殿



中 村



貴殿らから平成24年1月6日付け、同月7日付け、同月8日付け、同月9日付け及び同月12日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 (1)不詳, (2)田代政弘
- 2 罪 名 (1)偽計業務妨害, (2)虚偽有印公文書作成・同行使
- 3 事 件 番 号 (1)平成24年検第12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30, 32, 34, 36, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60, 62, 64号
(2)平成24年検第13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 29, 31, 33, 35, 37, 39, 41, 43, 45, 47, 49, 51, 53, 55, 57, 59, 61, 63, 65号
- 4 処 分 年 月 日 平成24年6月27日
- 5 処 分 区 分 不 起 訴

- (注意)
- 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
 - 2 告訴（発）人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
 - 3 記名押印の上、通知すること。